

平成26年12月25日
教育委員会室

秋田市教育委員会
平成26年12月定例会
(案件)

付議案件

議案第21号 秋田市太平山自然学習センター管理運営規則の一部を改正する件

議案第21号

秋田市太平山自然学習センター管理運営規則の一部を改正する件

秋田市太平山自然学習センター管理運営規則の一部を次のように改正する。

平成26年12月25日提出

秋田市教育委員会

委員長 石 田 英 憲

秋田市太平山自然学習センター管理運営規則の一部を改正する規則
秋田市太平山自然学習センター管理運営規則（平成15年秋田市教委規則
第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表上記以外で宿泊使用する場合の項および日帰り使用する
場合の項を次のように改める。

上記以外で宿泊使用する 場合	使用開始日の属する年度の前年度の2月1日 から使用開始日の2週間前までの間
日帰り使用する 場合	(1) 使用開始日が4月1日から4月30日ま でのとき 使用開始日の属する年の2月1日 から使用開始日までの間 (2) (1)以外のとき 使用開始日の3か月前 から使用開始日までの間

附 則

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

提案理由

太平山自然学習センターの使用許可申請書の受付期間を改めるため、改正しようとするものである。